

春日部市一般競争入札公告

制限付一般競争入札（ダイレクト型）を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。なお、本公告に記載のない事項については春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）執行要領の規定によるものとする。

令和8年4月13日

春日部市長 岩谷 一弘

記

入札公告

1 入札対象案件	
(1) 件名	マイナンバーカード交付受付等業務委託
(2) 履行場所	春日部市中央七丁目2番地1（春日部市役所内）
(3) 概要	マイナンバーカードに関する交付受付等業務
(4) 履行期限	令和8年5月22日から令和11年9月30日まで
(5) 予定価格	163,170,000円（税抜き） 179,487,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
2 入札条件等	
(1) 最低制限価格	変動型最低制限価格を設定する ・春日部市業務委託契約変動型最低制限価格制度事務取扱要領による。
(2) 入札保証金	免除
(3) 契約保証金	免除
(4) 入札者が1者の場合の取扱	入札を執行する
(5) 入札にあたっての留意事項	—
3 入札参加に必要な格付等級など	
(1) 入札参加資格者名簿掲載業種	業種区分：催物、映画、広告、その他の業務 営業品目（中分類）：その他の業務 （小分類）：—
	令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に、上記の登録業種で掲載されていること。 ただし、物品等競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。
(2) 所在地区分	市内、準市内、県内、準県内、県外
(3) 業務実績	平成28年度以降に、国又は地方公共団体と、マイナンバーカードの交付、更新の受付業務契約を締結し、履行した実績がある者。 【提出書類】（開札後に落札候補者のみ提出）

	<p>ア 契約実績を証明する書類 契約書一式の写し等（地方公共団体等との契約締結の事実、当該契約の金額・内容・規模が確認できる書類）。</p> <p>イ 履行実績を証明する書類 上記アの契約において、発注者が発行した完了通知書等の写し等。</p>
(4) 入札にあたって必要な資格(者)等	—
4 仕様書等	入札情報公開システムに掲載する。
5 入札手続の日程等	
(1) 競争参加資格確認申請書の提出	<p>公告日の 午前9時から 令和8年5月8日 午後3時まで</p> <p>入札参加を希望する者は、上に示す期間内で電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）のみを提出すること。</p>
(2) 仕様書等に関する質問	<p>公告日の 午前9時から 令和8年4月20日 午後3時まで</p>
(3) 質問に対する回答	令和8年4月22日 午後5時まで
(4) 入札書の提出期間	<p>令和8年5月11日 午前9時から 令和8年5月12日 午後3時まで</p>
(5) 内訳書	—
(6) 開札日時	令和8年5月13日 午前10時
6 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。
(3) 支払いの条件	月額払い
7 適用する約款	春日部市業務委託標準契約約款
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加を希望する場合は、当該案件にかかる設計図書及び仕様書等の内容、条件を確認するとともに、このページの『公告事項』を必ず確認の上、手続きをしてください。 ・また、当該案件は電子入札により執り行いますので、詳細な日程等は埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」という）にログインし、『調達案件概要』により確認をお願いします。（注意） ・埼玉県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という）からログインをしてください。埼玉県の入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という）からは『調達案件概要』を見ることはできません。 ・電子入札システムにログインするためには、共同システムで利用することが可能な電子証明書を取得し、電子入札システムでの利用者登録が完了していることが必要です。また、同システムから本市の発注案件を見るためには『令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿』に登載されていることが必要とな

ります。

公告事項

1. 入札の手続きなどの方法

(1) 入札及び資料の提出は、春日部市物品売買等電子入札運用基準（以下「運用基準」という）に基づき、電子入札システムの「一般競争入札（標準型）」方式を使用して行う入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）で行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。

(注意) 本案件については、やむを得ない理由がある場合（電子証明書の取得が間に合わない等）、紙入札による参加を可能とする。その場合は運用基準の（様式1）「紙入札方式参加申請書」を上記公告中「5.（1）競争参加資格確認申請書の提出」の期間内に契約課へ提出し、承認を得ること。

※「春日部市物品売買等電子入札運用基準」は春日部市公式ホームページ上の「共通：契約関係の規則など」のページからダウンロードすることができます。

2. 入札の方法

入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）で行う。

3. 入札執行の日時など

上記公告及び電子入札システムを参照のこと。ただし、変更するときがある。この場合は、春日部市公式ホームページなどで告知を行う。

4. 入札に参加できる者の形態

単体業者とする。

5. 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

公告日時点において、令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という）に掲載され、次の要件を満たすこと

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- ウ 公告の日から開札までの期間に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
- オ 春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規程に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- カ 資格者名簿において、上記公告中「3 入札参加に必要な格付等級など」の条件を満たしていること

キ 共同システムで利用することが可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

(注意)使用する電子入札書の名義は、「当市の資格者名簿に登録されている申請事業所の代表者」または「法人の代表者」のものを使用してください。

本店で登録している（受任者を設置していない）事業者が、支店長または営業所長などの名義で入札を行った場合は、失格となりますのでご注意ください。

資格者名簿に登録されている名義	入札に使用した電子証明書の名義	事後審査の判定
〇〇株式会社 本店 代表取締役 春日部 一郎	〇〇株式会社 本店 代表取締役 春日部 一郎	資格者名簿に登録されている申請事業所の代表者名義のため OK(法人の代表者名義のため OK)
◇◇◇建設株式会社 春日部支店 支店長 粕壁 次郎	◇◇◇建設株式会社 春日部支店 支店長 粕壁 次郎	資格者名簿に登録されている申請事業所の代表者名義のため OK
株式会社××商事 春日部営業所 営業所長 春日部 三郎	株式会社××商事 本店 代表取締役 埼玉 四朗	法人の代表者名義のため OK
株式会社××商事 本店 代表取締役 埼玉 四朗	株式会社××商事 春日部営業所 営業所長 春日部 三郎	下記のいずれにも該当しないため失格となる ・「資格者名簿に登録されている申請事業所の代表者」 ・「法人の代表者」

※春日部市公式ホームページ上の「共通：電子入札についての Q&A(Q1-3)」のページもご覧ください。

6. 入札参加資格の有無の確認(事後審査型の一般競争入札)

入札に参加を希望する者は、参加資格申請書を電子入札システムにより提出する。開札後、落札候補者となった者は、参加資格確認に必要な資料を指示された日から起算して、原則として2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

7. 仕様書等

仕様書、内訳書、契約書案（以下「仕様書等」という）は、電子入札システムからダウンロードすることができる。ただし、電子入札システム上からの交付が困難な場合は、この限りではなく、交付方法については別途公告などにおいて明示するものとする。

8. 現場説明会

現場説明会については行わない。

9. 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に質問がある場合は、上記公告中「5. (2) 仕様書等に関する質問」に示す期間内に、質問書を電子メール (nyusatsu@city.kasukabe.lg.jp) により提出すること。なお、メールでの提出の際の件名は【電子入札】入札案件名) とすること。また、質問の提出を行った場合、到達の確実を期すため、電話により着信の確認を行うこと。
- (2) 質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- (3) 仕様書などの公告事項に不明な点がある場合には、公告中に規定された時間・方法によってのみ、質問をすることができる。それ以外の時間・方法によってした質問及び春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のした質問については、一切回答しない。
- (4) 質問に対する回答は、上記公告中「5. (3) 質問に対する回答」に示す日時までに入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲示する。
- (5) 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、入札情報公開システムに掲載する質問に対する回答の全てを必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の内容は、全ての入札参加者に適用する。
- (6) 入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

10. 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) くじによる落札候補者の決定

落札候補者とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者の決定をする。

(3) 再度入札

初度入札において落札者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を 1 回に限り行うことができる。再度入札に参加できるものは、初度入札に参加したものとす。ただし、初度入札において無効の入札をした者および最低制限価格未満の札を入札したことにより失格となった者は再度入札に参加することができない

※予定価格を事前に公表している案件については、再度入札は行わない

(4) 入札の辞退

運用基準による

(5) 関係法令の順守

入札に当たっては、関係法令を順守するとともに以下の法令などおよび現場を熟知の上入札すること。契約関係の規則などについては、春日部市公式ホームページ上の「共通：契約関係の規則など」のページをご覧ください。

- ・春日部市契約規則
- ・春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札(ダイレクト型)執行要領
- ・春日部市物品売買等電子入札運用基準
- ・春日部市契約約款

・設計図書および仕様書の記載事項

(6) 独占禁止法など関係法令の順守

入札に当たっては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)などに違反する行為を行ってはならない。

(7) 最低制限価格の設定

上記公告中「2. (1) 最低制限価格」のとおり

※最低制限価格の詳細は、春日部市公式ホームページ上の「共通：最低制限価格の適用」のページをご覧ください。

※設定した最低制限価格については、落札者決定後に情報公開システム上に公開します。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札の参加資格のない者がした入札

イ 記載すべき事項に係る情報に電子署名をせず、又は当該電子署名に係る電子証明書を添付しないで行われた入札

ウ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 明らかに連合によると認められる入札

オ 郵便（発注者から紙入札の承認を得て郵送した場合を除く）、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

- ・記載すべき事項の記載のないもの、又は記載した事項が明らかでないもの
- ・他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ・2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2 以上の者の代理をした者がしたもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

12. 入札保証金

入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）については、入札保証金は免除とする。

13. 契約保証金

(1) 契約金額の 100 分の 10 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。落札者は契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券などの提供

ウ 金融機関（出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業者をいう）の保証

(2) 次の各号のいずれかに該当するとき、又は 500 万円未満の契約 をするときは、契約保証金の全

部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に春日部市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と春日部市を債権者とする工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出したとき

ウ 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき

エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき

オ 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき

カ 損失補償契約、電気、水道又はガスの提供を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約そのほか性質又は目的により契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結したとき

(3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者からの申出により、還付する。ただし、受注者がある責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

14 その他

(1) 当市の電子入札に初めて参加される場合は、必ず春日部市公式ホームページ上の「共通：電子入札についての Q&A」のページをご覧ください。

(2) 提出された添付資料及び事後審査資料は返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書などおよび現場などについての不明ならびにそのほかの事由を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 電子入札方式による入札参加者は開札に立ち会うことができる。ただし、開札に立ち会う者は、開札日の前開庁日正午までに契約課にメール (nyusatsu@city.kasukabe.lg.jp) で申し出を行うこと。

(5) 落札者の決定方法等

本件入札は、春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）執行要領に基づき、以下のとおり落札者を決定する。

① 価格競争方式により落札候補者を決定する。

② 落札候補者は、上記公告中「3. 入札参加に必要な格付等級など」に指定された提出書類がある場合は、参加資格確認に必要な資料の提出を指示された日から起算して、原則として 2 日以内に契約課へ提出すること。

③ 落札候補者に対し入札資格審査を行い、入札参加資格を満たしていると認めるときは落札者として決定し、電子入札システムから落札決定通知書を送信する。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

④ 入札結果は、落札者決定後に入札情報公開システムにより公開する。

(6) 契約書の作成

落札者となった者に対し、契約課から原則としてメールで契約書の作成案内をする。契約日等はその際に連絡する。その後、契約書を 2 部作成し、その 1 部に必要に応じて適正な額面の印紙を貼付し契約課に提出すること。

(7) 落札結果の公表

電子入札により行った案件については、入札情報公開システムより結果を公表します。公表の時期は、契約締結日を予定しています(ただし、1 番札となった者が審査の結果、落札者とならなかった場合など、落札者決定(公表)までに時間がかかる場合があります)。

15 この公告に関する問い合わせ先

春日部市中央七丁目 2 番地 1 春日部市役所 総務部契約課 契約担当
(電話 (直通)) 048-736-1128 (メールアドレス) nyusatsu@city.kasukabe.lg.jp
(ファックス) 048-734-5516